

令和6年横審第44号

裁 決

旅客船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）（履歴限定）

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官畑中充出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年1月20日18時53分

三重県菅島漁港北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 74トン

全 長 25.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 1,220キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、平成21年3月に進水し、航行予定時間1.5時間未満における最大搭載人員が176人の2機2軸2舵を備えたアルミニウム合金製双胴型旅客船で、船体中央やや船首寄りに操舵室を配置し、同室前部中央に舵輪、その後方に操船用椅子、舵輪右舷側に機関遠隔操縦レバー及び機関監視盤、舵輪左舷側にGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ備えていた。

#### (2) 菅島水道の漁場区域設置の状況

三重県菅島北方沖合の菅島水道には、鳥羽磯部漁業協同組合が三重県知事から免許を受けた第一種区画漁業の漁場区域として、菅島港北防波堤灯台（以下「菅島港北灯台」という。）から320度（真方位、以下同じ。）720メートル、031度1,240メートル、042度1,230メートル及び306度330メートルの各地点を順次結んだ線に囲まれた海域に免許番号区第87号の漁場区域（以下「第87号漁場区域」という。）及び第87号漁場区域の西側に免許番号区第86号の漁場区域（以下「第86号漁場区域」という。）が設定され、双方の漁場区域内に養殖施設がそれぞれ敷設されていた。

また、第86号漁場区域の南面には6基及び第87号漁場区域の南面には4基の光達距離約2.7海里で黄色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

そして、a受審人は、GPSプロッターに、第86号漁場区域及び第87号漁場区域並びに双方の漁場区画周囲の簡易標識灯がそれぞれ登録され、その画面にそれらの状況が分かるよう表示されるこ

とを承知していて、前示双方の漁場区域の間を航行する際、第86号漁場区域南東端の簡易標識灯（以下「南東標識灯」という。）及び第87号漁場区域南西端の簡易標識灯（以下「南西標識灯」という。）を航行の目安としていた。

(3) 運航形態及び鳥羽市運航安全管理規程等

鳥羽市は、Aを、三重県鳥羽港と同県の答志島、神島、菅島及び坂手島を結ぶ定期航路に従事させていた。

また、鳥羽市運航安全管理規程に基づく運航基準添付の鳥羽市営定期船運航基準図並びに運航基準図別図4 菅島港付近海域には、航行時の基準経路として、鳥羽港と同県和具（答志）漁港間を結び、第86号漁場区域の北方沖合を航行する経路（以下「鳥羽和具経路」という。）、鳥羽港と三重県菅島漁港間を結び、第86号漁場区域の南方沖合を航行する経路（以下「鳥羽菅島経路」という。）及び菅島漁港と和具（答志）漁港間を結び、第86号漁場区域と第87号漁場区域の間を航行する経路（以下「菅島和具経路」という。）がそれぞれ定められていた。

(4) a 受審人の乗船経歴

a 受審人は、（一部省略）令和3年からAの船長職を執り、鳥羽港と菅島漁港間の航行経験が豊富で、第86号漁場区域及び第87号漁場区域の周囲に簡易標識灯が設置されていることを知っていたものの、菅島和具経路を航行することが年に数回であった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか2人が乗り組み、旅客8人を乗せ、船首尾1.0メートルの等喫水をもって、令和6年1月20日18時45分鳥羽港を発し、和具（答志）漁港に向かった。

a 受審人は、霧雨の状況下、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に

当たり、運航管理者から次第に天候が悪化してくる旨の情報を得ていたこともあり、通常であれば鳥羽和具経路を航行するところ、鳥羽港の防波堤を通過した付近で前方から波浪を受けたので、船体の揺れを軽減させるため、鳥羽菅島経路を経て菅島和具経路を航行することとした。

a 受審人は、18時49分半僅か過ぎ菅島港北灯台から257度1,760メートルの地点で、針路を071度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、第86号漁場区域南面の各簡易標識灯と航過距離を保ちながら続航していたところ、霧雨が雨に変わったことから、南東標識灯及び南西標識灯がレーダー画面上の映像で識別できず、目視でも双方の標識灯の各灯光を見失い、18時52分半僅か前菅島港北灯台から300度250メートルの地点に達し、左舷方に見えた南西標識灯の灯光を南東標識灯の灯光と見間違え、南東標識灯の灯光を左舷方に見たつもりで左舵を取り、針路を355度に転じて進行した。

針路を転じたとき、a 受審人は、第87号漁場区域まで100メートルとなり、その後第87号漁場区域に敷設された養殖施設に向首して続航する状況となったが、南東標識灯の灯光を左舷方に見たつもりで針路を転じたので菅島和具経路を無難に航行しているものと思い、GPSプロッターで第87号漁場区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、第87号漁場区域に敷設された養殖施設に向首したまま進行し、18時53分僅か前甲板員及び機関長から船首至近に養殖施設があるとの報告を受け、機関を中立運転とした

ものの、効なく、18時53分菅島港北灯台から332度500メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は雨で風力3の東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、鳥羽市に波浪警報、強風注意報及び雷注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、舵及びプロペラ翼に修理不要の擦過傷を生じ、養殖施設は錨索に切損等を生じたが、のちに修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、夜間、霧雨が雨に変わった状況下、菅島漁港北方沖合において、和具（答志）漁港に向けて菅島和具経路を航行する際、船位の確認が不十分で、第87号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、霧雨が雨に変わった状況下、菅島漁港北方沖合において、和具（答志）漁港に向けて菅島和具経路を航行する場合、第87号漁場区域に乗り入れることのないよう、GPSプロッターで第87号漁場区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、南東標識灯の灯光を左舷方に見たつもりで針路を転じたので菅島和具経路を無難に航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第87号漁場区域に向首する状況となったことに気付かないまま進行して第87号漁場区域に敷設された養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同養殖施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月2日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 米 倉 毅

審判官 上 羽 直 樹

審判官 高 木 省 吾